

広島県告示第九百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木下内科医院	三原市本郷南七丁目一五番一三号	令和七年三月一五日
小早川歯科医院	三原市下北方一丁目六番二〇号	令和七年九月三〇日
有限会社江本薬局	大竹市黒川三丁目一六番二〇号	令和七年九月三〇日
医療法人社団誠会 まごし医院	東広島市西条町寺家七三七一番地二	令和七年八月二五日
アマノリハビリテーション病院	廿日市市陽光台五丁目九番	令和七年九月一日
三島歯科医院	廿日市市廿日市二丁目二番一四号	令和七年九月九日
有限会社クリスタル 宮の町調剤薬局	安芸郡府中町宮の町三丁目六番一一号	令和七年九月一〇日